

保護者のみなさま

日頃より学校の教育活動に御協力いただき、誠にありがとうございます。

大雨および暴風（台風）、大雪、震度5弱以上の地震の発生等により、児童・生徒の危険が予想される場合には、学校は安全を確保するために、以下の1～3のような対応をとらせていただきます。

どうぞ御理解と御協力をいただけますようお願い申し上げます。

令和3年4月 品川区教育委員会

品川区立鈴ヶ森小学校 校長 甲斐 正教

1 大雨および暴風（台風）、大雪の発生等に伴う登下校の判断について

原則として、前日までおよび当日に教育委員会が気象情報を基に判断し、必要な措置を講じますが、判断が難しい場合、学校は「判断根拠とする警報」に基づいて、臨時休業または下校時刻の繰り上げ等の判断をします。

特別警報（大雨特別警報、暴風特別警報、大雪特別警報）または
警報（暴風警報）が品川区に発令された場合

※上記の警報が発令されていない場合、原則、通常どおりです。

※休校に関する情報は、品川区のホームページで確認してください。

※判断根拠は、品川区ホームページおよび気象庁ホームページで確認できます。

- ・品川区ホームページ (<https://www.city.shinagawa.tokyo.jp>)
- ・気象庁ホームページ (<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>)

登校

○午前7時の時点で「判断根拠とする警報」が出ている場合

- ・学校は、臨時休業となります。保護者は、お子さんを自宅学習としてください。
- ・当日の朝における一斉メールでの個別連絡はありません。品川区のホームページで休校情報を確認してください。
- ・「判断根拠とする警報」以外の警報が出ている場合、また、午前7時以降に「判断根拠とする警報」が発令された場合について、学校は通常どおりの授業となります。その際は、保護者判断のもとでの登校となりますが、登校を見合わせた場合も「欠席扱い」とはなりません。

下校

○下校時刻の前に「判断根拠とする警報」が出た場合

- ・学校は、お子さんを学校または、すまいるスクールに留め置きます。
- ・「判断根拠とする警報」が出ていても、保護者の引き取りがあれば、下校することができます。
- ・午後6時までに「判断根拠となる警報」解除の場合は、方面別の集団下校等を実施します。
- ・午後6時を過ぎても「判断根拠となる警報」が解除されない場合は、引き取りをお願いします。

○通常の下校時刻より前に「判断根拠とする警報」が出ることが予想されるため、
教育委員会が下校時刻を早める判断をした場合

- ・学校は、下校時刻が早まったことを保護者に連絡します。
保護者等が自宅に不在の場合は、お子さんを学校または、すまいるスクールに留め置きます。
その際、午後6時までに「判断根拠となる警報」が解除された場合には、方面別の集団下校等
を実施します。
- ・保護者は、午後6時を過ぎても「判断根拠となる警報」解除されない場合に、引き取りをお願い
します。

その他

- 「判断根拠となる警報」により学校が臨時休業となった場合、給食費は返金されませ
ん。

2 震度5弱以上の地震が発生した時の下校判断について

○品川区内で震度5弱以上の地震があった場合

- ・学校（すまいるスクールを含む）は、児童・生徒を留め置き、保護者等の引き取りとします。
- ・事前に学校の了解がある場合は、家族（高校生以上）による引き取りも可能です。

3 その他

ここに出されているケース以外においても、児童・生徒の登下校に危険が考えられる場
合は、学校の判断により緊急対応を行い、児童・生徒の安全対策に努めます。